湖南市地域産業振興基本条例を制定します

(平成30年3月)

【湖南市地域産業振興基本条例とは】

地域産業の振興に関する基本理念を定め、地域産業に関わる者の役割を明らかにすることにより、地域産業の総合的な振興を推進し、もって多様で活力のある地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的としています。

【基本理念】

地域産業の振興のため、事業 者は自らの創意工夫及び自主 的な経営努力を基本に、事業 者、産業関係団体、教育機関 市民及び市が相互に協力して 総合力を発揮し、地域資に 積極的に活用することに 新たな価値を創出し、地域 済の活性化を促すことで、 の持続的な発展に寄与します。

【条例のポイント】

- ①市民、事業者、産業関係団体、教育機関等の役割を明確にするとともに 市においては責務も明確にし、連携、協働を進めることで、地域産業の振 興を推進し、市民生活の向上と本市の経済活性化を図ります。
- ②商工業者、農林漁業、観光業等の各分野が相互に連携、協働するとともに、事業者が分野等を超えて横断的に連携することで地域産業の振興を図ります。
- ③湖南市産業振興戦略会議において調査、審議します。

【各主体の役割】

市の産業に携わる多彩な担い手の役割、市民の役割を明らかにし、総合的、一体的かつ相乗的に産業振興に取り組むことを規定しています。

【期待される効果】

- 1)事業者、金融機関、産業関係団体、教育機関、市が協働し、市民の理解と協力のもとに産業振興に向けた市の姿勢を明確にすることにより、地域経済の活性化、雇用の創出、税収の確保による市民サービスの向上が期待できます。
- 2) 市は地域の実情に適した産業振興策を展開する根拠となり、産業経済 団体は、加入促進活動において、未加入事業者などに働きかけが容易くなり、組織基盤の強化が期待できます。また、事業者は事業間交流による取引拡大など新たなビジネスチャンスが期待できます。
- 3)市内外の事業者による新たな企業立地や誘致に向け、大きな宣伝効果などが期待できます。